

発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447

編集責任者 堀内六郎

印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)

1982年2月25日発行

第14巻 第2号

(毎月1回25日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.14 No. 2号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

パルメ委員会の成果

Excellent Results of Palme Committee in Japan



理事・明治大学教授 岡野加穂留

Director, Prof. Kaoru Okano

パルメ元スウェーデン首相(スウェーデンの第一党である社会民主労働党委員長)を委員長とする「軍縮と安全保障問題に関する独立委員会」(通称パルメ委員会)が、1981年12月4日から8日迄、東京と広島で開催された。同委員会は、中立国オーストリアの首都ウィーンに本部を置き、本年6月に開催予定の軍縮に関する国連特別総会に備えて、現実政治の中で、実行可能な委員会報告書作製の一環として、被爆国の日本での開催をとくにそれに入れたのである。

パルメ委員会は、国家元首・首相・外相等の経験者17名よりなり、顧問として米ソ両国から専門家2名を入れ、きわめて大きな政治的影響力を持ち、超大国の軍拡競争下において、特に軍縮問題について権威ある機関として、国際的に承認されている。

日本での開催は、国連大学等の招きによるものであったが、公開・非公開の会議をふくめて、パルメ委員会の驚嘆に価する精力的な活動、現実政治の流れを見透す政治感覚の鋭敏さには、日本の要路の人々は深く感服していた。

1981年の9・10月、北欧4ヶ国に滞在中、筆者はストックホルムでパルメと1週間余、行動を伴いしながら、北欧の非核地帯設置構想の問題などを、ソルサ前首相(フィンランド社民党委員長)

・クライスキー首相(オーストリア社民党委員長)らと混えて論議した。その際、とにかく一国だけが独走して軍縮などにつつま走るのはなく、国際世論を盛り上げ、米ソ両大国の首脳がそのテーブルにつくような状況づくりが大切で、そのための可能なかぎりの努力をしようということになった。

パルメは、スウェーデンでも、他の北欧諸国でも、核兵器撤廃・廃絶の話をする時には、「ヒロシマ・ナガサキ」を例にあげ、現実政治に責任をもつ非同盟・中立国スウェーデンのリーダーとして説得力のある演説をしていた。パルメの来日は、あらゆる意味において、日本及び国際政治に深い意味をもつものであった。

目次

パルメ委員会の成果	岡野加穂留	1
高等教育との結婚(トールステン・フセーン)	(5)	
	中嶋 博訳	2
1981年度ノーベル賞授与祭典出席記		
	田中 育郎	5
1982/83年度予算案とスウェーデン版行政改革		
	松下 正三	6
消費者オンブズマン	福田 佳明	9

高等教育との結婚 (5)

A Marriage to Higher Education

ストックホルム大学名誉教授 トールステン・フセーン

Prof. Torsten Husén

高等教育の問題に焦点を合わせる

今まで書いてきたことは、高等教育の学問的取り組みということから逸脱したものになっているようにみえるかも知れない。しかし私は、現在私の高等教育に関する係わりや実践が、こうした背景なしでは理解されないであろうと思い、あえて提出した次第であった。私の学究生活を振り返ることは、自分自身の学問的エトスの発展を知る手助けとなる。その構成原理は、それ自身として知識を追求する自由や、特定の学問分野における国際的な学者たちに対する責任、および客観的に学問を教授することから成っている。このことは象牙の塔の理想を追求することのように思われるかもしれないが、必ずしもそういうことではない。後にこのことに戻って、私の学問的信条について述べることにする。

大学に基礎をおき、適度に制度化された基礎的研究を行う重要性および研究の質とそれぞれの学問への永続的な寄与を判断する国際的学者経験における私の確固たる信念は、広範な国際的経験と種々の学問的会合を通じて育まれてきたのであった。

以前述べたように、私の最初の海外における経験は、1930年代後半にマールブルクとウィーンでのそれであった。短期間のウィーン訪問は、当時発達心理学において指導的立場にあったカールおよびシャーロット・ビューラに会うためであった。しかし兩人とも、来たるべきナチス侵略の少し前にオーストリアを離れていた。その当時まで、ウィーン大学は、世界中の学生を魅了するヨーロッパの知的センターであった。少なくともその当時、経験実証主義者あるいは精神分析学者と呼ばれていたウィーン学派の哲学者についてふれば十分であろう。この状態は、ドイツによるオーストリア併合によって突然に終止符が打たれた。

大学院での研究を終え、研究生生活の第一歩を踏み出した年に、第二次世界大戦が勃発した。中立国スウェーデンは直接巻き込まれなかったものの、われわれは、他のヨーロッパ諸国から完全に

遮断された学問的・象牙の塔の中で生きていくことはできなかった。ルンドの小さな大学都市では、ドイツ攻撃の使命から帰る夜間爆撃機の音を聞くことができた。ある時には、誤って町の郊外に爆弾が投下されるという事件が起きた。1945年の4月と5月には、ベルナドッテの活動によってスウェーデンにもってこられた収容所から哀れな捕虜たちが、各地のリハビリテーション・センターへ行く途次ルンドを通して運ばれた。

戦後、国際的な学術交流が徐々に再開され、研究出版物も再び入手できるようになった。本棚の会議の報告書を調べたところ、1947年から1961年にかけて、一年に一度は国際的な心理学に関する会議に出席していたことに気付いた。1951年にストックホルムで開催された国際心理学会議で、私は、ピアジェ、スキナー、サーストン、マレーといった心理学界の代表的学者と接触する機会をもつことができた。

ユネスコは、その設立以来、学術界の国際的交流を促進する手段となっていたが、とりわけ、専門機関としての本来の姿より、時に政治的な手段として利用されることを余儀なくされる以前の、設立当初はそうであった。私が初めてユネスコの会議に出席したのは、著名な社会心理学者オットー・クラインバークが議長を務めた1952年の会議であった。同年ユネスコは、ハンブルクに国際教育研究所を設立し、それは長年にわたって、とくに比較教育学を専攻している教育研究者に刺激を与え、交流の場を提供した。1955年に研究所は、学業不振や試験、評価に関する問題を論議するために、12か国から研究者を集めて会議を開いた。実質上、同じグループが毎年集っていた。1959年になると、研究所は共同研究計画、つまり実行可能な研究を発足させたが、それは、異なる教育制度をもった国々を横断比較し、学習の認知的情緒的成果を統一的に測定しようかというものであった。

これが、後にかかってないこの種の総合的研究努力の主要計画となったもののささやかな始まりであった。1961年に、われわれは実行可能性を発表

し (Foshay, Arthur (ed) "Educational Achievements of Thirteen-Year-Olds in Twelve Countries" Hamburg: Unesco Institute for Education 1962.)、12 国がそれに参加することを決めていた数学に関する主要研究を行うことを決定した。研究基金が与えられるにふさわしい形態をとるためには、共同研究体制をとっていた研究機関のグループが単一の組織に統合される必要があったが、それは、ベルギーの法律のもとに国際教育達成度評価学会 (IEA) を結成することによって達成され、私は、1962年から1978年の間、その会長を務めた。この期間、私の時間の比較的多くのものが、スウェーデンでの関連事業を指導すること、およびこの国際的努力を援助・調整することに費された。評価に関する研究は、主として中等学校段階をその対象とし、大学入学前の学生を比較する試みは、参加諸国の高等教育受入者の質に重要な関連をもっていた。数学に関する研究は、1967年に2巻本で出版されたが、その一部は、私がスタンフォード大学の高等行動科学研究センターに招かれた最初の年に一部執筆・編集したものである (Husén, Torsten "International Study of Achievement in Mathematics: A Comparison Between Twelve Countries, Vol 1 and 2." New York. Wiley, 1967.)。いわゆる教科調査という、次の段階は、1966年に開始され、1976年に9巻の国際版の最後の3巻が出版された (Walker, David A. "The IEA Six Subject Survey: An Empirical Study of Education in Twenty-one Countries." Stockholm: Almqvist and Wiksell, 1976.)。IEA事務局は、1969年までハンブルクのコネスコ研究所に置かれていたが、その後ストックホルムに移ったのであった。

IEAの研究は、世界の異なる地域および異なる知的方向性をもつ同僚たちを包括する私の国際的接触を拡大するのに計り知れない寄与をした。私は研究への参加を依頼するために、ソ連邦教育科学アカデミーを訪問した。ハンガリーは積極的な参加国であり、幾度もIEA会議のホストを務めた。シカゴ大学のベンジャミン・S・ブルームとコロンビア大学教育学部のロバート・L・ソーンダイクは、IEAの研究において重要な役割を演じていたが、それはまた、ジェイムズ・コールマンのような他の数人ものアメリカの仲間を含ん

でいた。私は、定期的に、アメリカ教育学会に出席し始めていたが、これは、とりわけ経験志向の教育研究における進歩との接触を望む人びとに、すぐれた実態調査の機会を与えるものであった。

私は、先ずスウェーデン語で書き、その後、英語に訳すという方式のかわりに、英語で学術研究を書くことを始めた。実際のところ、1969年以来、私の主要出版物のすべては英語で書かれている。

ドイツの教育研究との接触は、すでに述べたように1952年の研究集会で実現されたが、次の10年間 (この時期は、1960年代初頭にハンブルク研究所長をつとめたザウル・ロビンゾーンによって (無改革) の時期と名付けられた) には、接触は、ユネスコの研究所のしばしば行われた会議とは異なり、むしろ孤立していた。接触は、さまざまな教育組織についての研究を通じて、ドイツの教育のために何かを行なうことに強くかかわり始めたドイツの法律家ヘルムート、ベッカーのおかげで、1960年代初期に再び始められた。彼のたゆまざる熱意、気力、外交的手腕によって、1964年、ベルリンに教育研究所を設立することを目的とするマックス・プランク協会を組織することができたことに感謝したい。またベッカーは、さらに、国内、国外の指導的教育者ばかりでなく、多くのドイツの学界における著名人の支持を得ることに成功した。彼らのうちの何人かは、研究所の学術評議会に参加することに同意した。評議会のメンバーは、ジェイムズ・B・コナントのような人びとの接触を可能にしたが、彼は、1960年代半は、ベルリン市の客員としてドイツで1年間を過しており、彼のアメリカのハイスクールに関するプロジェクトは、私が強い関心と大きな敬意を払っていたものであった。

マックス・プランク協会のメンバーであるマックス・プランク研究所の연구원たちは、しばしば、近隣の大学の補助教授に任命される機会を得ていた。このことは、彼らが、研究所内のプロジェクトに参加しているところの博士課程の学生の演習を指導し講義を与えることを意味していた。このことは、私には、学部における授業の巨大な規模と管理機構が研究と研究指導をおびやかしている大衆化された大学において、質の高い研究の存続が保障される理想的な処理であるように思える。

1960年代半ば以降の巨大なIEAプロジェクトのみでなく、各種教育領域における国際的な努力

へのかかわりの増大は、ストックホルム大学社会科学部の国際教育学教室主任の地位へと私を導いた。政府は、1971年の大学法によって、その地位を設置したのであった。私は教育大学を去り、15年ほど以前に勤めたことがあるストックホルム大学に再び戻った。

最近の10年間を通じて私は、密接に、ユネスコとパリに本部を持つ経済協力開発機構(OECD)の後援になる活動にかかわってきた。1970年には、驚いたことに、私は教育計画国際研究所の理事長に選出された。その研究所は、1960年代初頭にユネスコ、世界銀行、フォード財団の協同努力によって設立されたものである。その研究所は、教育計画においてより高度の訓練をおこない、計画手続を援助するような研究を導き出すという目的で設立された。研究所は、その主なプロジェクトの一つとして、大学計画手続についての研究遂行した。しばらくの間、私は研究所設置計画委員会に参加していたが、その数年後、所長の地位を与えられた。これらの活動は、また、そのような学問領域が当時ほとんど存在していなかったにもかかわらず、比較高等教育との接触へと私を導いた。

1960年代半ばまでに、OECDは全領域あるいは特殊領域における国家教育政策が外国の審査員チームによって調査するという、いわゆる国別審査の実施を確立した。彼らの報告書は、OECD本部で開かれるいわゆる“対審会議”の基礎資料として使われたが、審査を通じての主な問題に関しては、OECD加盟国代表者の出席を得て議論された。審査員の報告書および対審会議の経過の記録は、その後出版された。私は次のような三つの実施に参加してきた。第一のものはフランスにおいて1969年～70年にかけて行われたものである(OECD. “Reviews of National Policies for Education: France” Paris: Organization for

Economic Cooperation and Development, 1971.)。その時の審査員の代表は、主として高等教育に関心をよせているチャールズ・フラランケルであった。もう一人の審査員は、アンリヤンネであったが、彼はベルギーの前文相であり、高等教育の状況に関する国際研究を行っていた社会学の教授であった。第三のメンバーは、読み書き能力の有効性という本でよく知られているリ・チャード・オガルトであったが、彼もまた大学の教育的役割に焦点をあてていた。研究者たちは、種々の教育分野において当事者であった広い範囲の人びとに対する質問調査のために、フランスで数週間を費やした。質問調査は1969年秋に行われた。その約一年後、フランス議会は、フランスの高等教育を根本的に変形させる法律(LaLois d'Orientation)を制定した。私は、改革の立案者であるエドガー・フオールに対するインタビューを今でもはっきりと覚えているが、彼はその時、ほぼ1時間ひとりでしゃべりまくり、その改革の背景にある意図をわれわれによく説明してくれた。

私が参加した第二の国別審査活動は、ドイツ連邦共和国において行われたもの(OECD. “Review of National Policies for Education: Germany” Paris: Organization for Economic Cooperation and Development, 1972.)であり、そのために審査員たちは、ボン大学、ベルリン大学、ブレーメン大学、フランクフルト大学を訪問した。実のところ、ドイツの諸大学が理想の形態となった19世紀以来、教授の職にある者が強大な権威を獲得してきたこの国において、多くの教授たちがどれだけ志気をくじかれているかを見たことは、悲しい経験であった。

(“Journal of Higher Education” 1980, Vol. 51 No.6より 中嶋 博訳)

(10ページより)

題は、現在のスウェーデンの消費者理念からは解決の糸口が見出し難い問題であり、新たな消費者理念の提示をせまる問題である。したがって今後も、消費者問題の解決のために、また、美しい社会実現のために、一層の努力がおしまれてはならぬであろう。

注) 市場裁判所には、公正取引オンブズマンやKOから、調停不調の案件が、送られてくるわけだから、ここで争われるのは拘束的商慣法、売買

慣例法、不公正契約条項禁止法の関連する分野である。オンブズマンの勧告を受け入れない企業を裁くのであるから、裁決の結果によっては、最高10万クローナまでの罰金命令を出す権限が与えられている。そしてその結果に対しては、企業は控訴しえない。ただし、ここに提訴されるのは、件数にすればわずかである。1976年ではKOからのものは、9件であった。市場裁判所は判事の経験者を長官、副長官として、いろいろの分野の代表を入れ10人で構成されている。

1981年度ノーベル賞授与祭典出席記

Attendance at the Nobel Prize Awarding Ceremony
and the Following Banquet in 1981

熊本大学医学部教授 田 中 育 郎
Prof. Ikuro Tanaka

1969年追加の経済学賞は、ノーベル遺言外で、厳密にはノーベル賞とはいえませんが、物理学賞・化学賞と共にスウェーデン科学学士院が、医学賞は王立カロリン研究所が、文学賞はスウェーデン学士院が、平和賞はノルウェー国会が、決定します。報道機関への発表は、医学賞を最初というのが一応の慣例です。

ノーベルの死後満6年目の1901年12月10日に、第1回の授与が行なわれて以来連綿と、毎年この命日に、荣誉に輝く授賞が、第1次大戦中も休まなく続けられましたが、第2次大戦中の3年間は休んだので、1981年は第78回目と計算されます(平和賞はオスロで授与)。

ノーベル財団からのご招待により、1981年度授与式並びに祝宴に、正客一日本からは、沢田京大総長・福井門下の京大工学部山辺教授(石油化学)・東医歯大医学部大塚教授(薬理学)・私、現地からは大和田大使夫妻・岡公使夫妻の計8名一として列席を許されましたので、簡単にその報告をいたします。

先立つ12月8日14時半から、カロリン研究所ベルセリウス会館(Berzeliusは化学記号などを定めた偉大な化学者で、カロリン研究所創設者の1人)で医学賞の受賞記念講演会。最初にSperry教授、病気のため選考委員Ottoson教授が代演、終了後に挨拶だけで退場。次いでHubel・Wieselの両教授、終わったのが16時50分、聴衆の中には私の知った顔もみられました。17時からレセプション、von Euler教授(注1)夫妻にも挨拶しました。Zotterman教授(国際生理科学連合前会長)からは、明後日には日本の勲章を着用して出席するといわれました。科学学士院での化学賞記念講演会と日時が重なり、福井教授のものを(ウプサラ大学でのものも)聴講できなかったのは残念でした。

いよいよ本番の当日16時半コンサートホールでの授与式。前回(1963)は観客として2階の観客席から見せてもらいましたが、王族ご一家は舞台の下に待っておられて、授賞理由説明後呼名された受賞者は、降段して賞状・賞章(メダル)・賞

金(小切手)を国王陛下から受けていたのに、今回は全員舞台の上での演出。一階の正客座席を増すためか、陛下とのやりとりがよく見えるための変更なのでしょう。受賞者の列のうしろが、ノーベル財団幹部の席でしたが、最前列右からGranit科学学士院前院長・von Eulerノーベル財団前理事長(注1)・Gierowスウェーデン学士院事務局長・Segerstedtウプサラ大学総長(注2)が位置しておられました。この式典の様子は、テレビなどで日本に報道されたそうですが、Bergström財団理事長の開会挨拶の中に、日本が今後ノーベル賞へ進出するだろうとの予言(出席者へ配布された英文翻訳説明書に拠る)は、喜ばしいニュースと受け取れるでしょう。ストックホルム交響楽団演奏の故清瀬保二氏作曲「日本の祭り舞曲」も、日本に対する特別の配慮のようでした。

次いで、専用バスで祝賀会場シティーホールへ移りました。宴会場「青の間」の中央メインテーブルは、王室・ノーベル財団幹部夫妻・受賞者夫妻・受賞者の国の大使夫妻が席を占め、福井夫人は国王陛下の隣席、福井教授は国王陛下の斜め前、しかも国王陛下の母親代りの叔母殿下の隣り、すなわち最高の席が与えられていました。パレードは、夫人が陛下のエスコートのもとに先頭、教授も殿下と腕を組んでという、日本が文字通り自然的に会場を圧倒したといえましょう。

一部日本語による福井教授の紹介アナウンス、それに応ずるが如き教授の一部日本語による答辞、合唱団が日本の歌を披露した際のアンコールの嵐のような長い拍手(時間の制約のためか応えず)など、また私たち日本人席も、陛下に最も近い6番テーブルで、私の隣りにLonaeus駐日スウェーデン大使(注3)の夫人が配されていました。終了後夫人からご主人のLonaeus大使を紹介され、雑談しました。以上のように、日本に対する財団のご厚意が身にしみた最良の日でした。

日本人の出席者は、前記福井教授以下10人の他に、名簿には報道関係者10数人が載っていましたが、閉宴まで往来不能で、2次会の「黄金の間」

での「舞踏会」と、「青の間」に開設された「酒場」で、2、3人に会ったきりでした。夜半過ぎから朝方まで続くとのことでしたが、大塚教授と共に23時過ぎ、途中で退散しました。

しかし、12月12日夕刻の大使公邸での祝賀会では、多数の内外人と会い、当研究所高橋通敏顧問（元駐瑞日本大使）のご紹介で、大和田大使にも

ご面識を得ましたし、福井教授ご夫妻とも、親しくお話しのできたことは幸いでした。

注1. 月報7巻4号9頁(1975・4・25)

注2. 8巻10号12頁(1976・10・25)・9巻2号1頁(1977・2・25)

注3. 13巻9号4頁(1981・9・25)

1982/83年度予算案とスウェーデン版行政改革

Statsverksproposition 1982/83

元駐スウェーデン日本大使館参事官 松下正三

Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden Shozo Matsushita

Ⅰ スウェーデン政府は1月11日国会に対し1982/83年度(1982年7月1日から83年6月31日まで)の予算案(statsverksproposition)を提出した。予算を知ることは、諸々の社会保障制度の大前提である国家経済の面からスウェーデン社会を覗くことであるので、右予算案、及び予算に内蔵されているスウェーデン版行政改革ともいべき節約計画について、また更に、各省予算の特徴についてその概要を述べることにしたい。

予算案は毎年1月10日(本年は日曜に当たるので11日)国会に提出される。予算案において極めて重要な項目の一つは政府の経済見通しである。その経済見通しを前提として予算案が作成されるのである。毎年数千ページに上る予算書の中で、相当の紙数が経済見通しに割かれるのはそのためである。しかし、経済見通しは刻一刻変って行く。よって政府は毎年4月修正を加えられた経済見通しの上に立って、また、併わせて野党側の要求(motion)を勘案しつつ改めて最終予算案(reviderad budget)を国会に提出する。(註、議員立法の制度がないので、仮令野党側の提案で決議が通っても、政府が別途政府案(proposition)としてこれを国会に提出する運びとなる。)だが、最終予算案は当初案を微調整した程度で終るのが普通である。

「註 スウェーデンの経済力を大ざっぱに把握するには日本と比較すると便利である。即ち人口は日本の約十四分の一であるに対し、GNP(国民総生産)は約十三分の一である。これに対し予算の規模は約五分の一である。更に貿易の規模に至っては実に日本の四分の一に近い実績をあげている。これにより、人口比率から見てス

ウェーデンが如何にわが邦を凌ぐ経済大国であるかが知られる。貿易への依存度もわが邦より遙かに高い。スウェーデンの対日貿易が大幅輸入超過(輸出1499、輸入4029……いづれも百万クローネ単位、1980年)であるにも拘らずEC諸国のようにうるさくなく、あくまで自由貿易に徹している所以である。

Ⅱ 1982/83の予算案

1. 予算案の前提となった政府の経済見通し(prognos)

(1) 対前年比の数量百分率(%)	1981	1982
個人消費	(2671億kr) -1.3	-1.8
行政府の消費	(476億kr) -1.4	-2.2
地方自治体の消費	(1061億kr) 3.3	1.7
純投資	(1053億kr) -6.1	-4.4
内訳 住宅		-7.0 -9.6

(註 住宅建設は1965年の97,000個をトップに逐年低下し79年56,000個、81年44,000個、本年は40,000個の見込み)

産業界	-8.2	-3.7
政府	-1.5	3.4
地方自治体	-2.8	-5.9

在庫投資	(640億kr) -1.4	0.6
輸出	(1581億kr) -0.4	6.7
輸入(物資及びサービス)	(1675億kr) -6.5	1.0

GNP(国民総生産)	(5231億kr) -0.8	1.0
------------	----------------	-----

(2) その他の重要数値(対前年比数量百分率%)		
工業生産高	-2.6	3.6
工業投資	-9.0	-5.0
消費物価上昇率(80年12月から81年12月まで)		9.8%

註、政府の本年の物価上昇率見通しは未発表であるが、国の機関である景気研究所 (Konjunkturinstitutet) は8%強との判断を下している。また、同研究所は本年9月には7%条項が発動されるであろうと見ている(労使中央協定により物価指数の上昇が7%を超えた場合は、それに相応して賃金を引上げることになっている)。しかし政府は、物価上昇——ベースアップ——景気刺激——物価上昇の悪循環を避けるため、仕加価値税または雇用主課徴金 (arbetsgivaravgift) (年間給与総額の33.85%) の引き下げ、物価ストップ、中央銀行は公定歩合(現行11%)の引下げ及び為替相場の調整等の支援対策を取るものと期待されている。

貿易収支のバランス

1981 -4億クローネ (kr)

1982 -22億クローネ (kr)

(82年の輸出1701億krに対し輸入1679億kr)

国際収支のバランス

1981 -141億kr

1982 -136億kr

2. 予算案

(1) 概要	歳入	1690億kr	+11%
	歳出	2516〃〃	+26%
	不足額	826〃〃	+22%

赤字中826億krのうち700億krは国債により、126億krは外債によってカバーする。赤字の増加は主として財政赤字の支払利子の増加による。即ち、260億krから390億krへと約50%増えることになる。

(2) 歳入の内訳 (億以下4捨5入)

項目	対前年比 (%)	歳入総額に占める比率 (%)
付加価値税 (moms)	405億kr -10	24
所得税、法人税	347〃〃 20	21
社会保障分担金 (主として雇用主が負担する)	310〃〃 7	18
国営事業	182〃〃 20	11
エネルギー税	79〃〃 24	5
酒税	55〃〃 -7	3
ガソリン税	53〃〃 2	3
道路交通税	41〃〃 2	2
財産税	33〃〃 26	2
煙草税	30〃〃 -11	2
貸付返済	28〃〃 22	2
輸入税	16〃〃 23	1
その他	100〃〃 (?)	6

不足額 826〃〃 22
計 2516億kr

(3) 歳出の内訳 (単位100万kr)

	対前年比 (%)	歳出総額に占める比率 (%)
社会省	64641 6	26
教育省	32090 6	13
国防省	18056 0	7
住宅省	17133 12	7
予算省	12877 -11	5
労働市場省	12478 7	5
交通省	11426 5	4
工業省	7737 64	3
法務省	7612 11	3
外務省	7088 9	3
農業省	6158 -6	2
自治省	2922 8	1
貿易省	1752 26	1
経済省	452 11	0.2
国会	519 20	0.2
王室	25 9	0.01
支払利子	39400 50	16
その他	9201 8	4
合計	251567 11	

(4) 各省予算の特徴

大中赤字財政の下で新規の予算は皆無に等しいが、対外援助GNP1%の維持(比率では日本の約3倍である)は特筆に値し、ヒューマニズムスウェーデンの面目躍如たるものがある。

社会省 64641百万kr (+3170)

緊縮予算の影響が大きいが、6%の増額となっているのは自然増があるためである。老令年金は、石油価格の上昇分は年金調整の基礎となる物価指数に含めない等の措置により既に影響をうけている。更に83年1月から、病気の最初の数日間は収入の補償をしないことになる—所謂“karensdaggar”の復帰(これによる節約は約20kr億)。この他、歯の治療に対する補償が減額される。しかし一方、老年付加年金(主として老令年金のみに頼っている人が対象である)の増額、身心障害者に対する補償の増額が予定されている。

教育省 32090百万kr (+1672)

教育の地方分権化が一層推進される。教科、職業教育、高校教育、教師の講習に対する地方の自主性を強化する。特に高校職業科(2年制)の内

容充実力を入れる。更に、地方の音楽、演劇活動等に対する支持を増やす。Gävle市に新たに州立劇場が建設される(国庫補助)。男女平等時代を反映しGöteborg大学に「女性史」専任教授が任命される。大学の教職員が研究のための長期無給休暇(tjänstledighet)をとりやすくする。

国防省 18056百万kr(+75)

戦闘型Viggen機(註、スウェーデンが開発した世界的に知られている高性能Z軍用機で、従来のDraken機に代わり当国の主力軍用機になりつつある)を前年よりもハイペースで配置する。Kockums造船所において世界最新鋭の潜水艦A-17の製造(当座4隻)を、また、Karlskrona造船所においては当国最初の国産掃海艇2隻の製造を開始する。Saab社が開発した海上用ミサイルRobot15の一層の高性能化を進め、併わせて空軍用への開発を進める。

Viggen機の高性能後続機としてJas機開発の有無は、膨大な経費も含め多年関係方面で激しい論議の対象となり、その帰趨が注目されていたが、今次予算案においても回答が示されていない。

民間防衛(civilförsvaret)は当国においては総合防衛(軍事防衛の他、民間防衛、経済防衛、心理防衛を含む)の一環として戦時非戦闘員の保護を目的とするものであるが、今次予算においては防空壕の増設、ガスマスクの増産、小児用ガス衣の製造が優先している。

予算省 12877百万kr(-1281)

予算の大半が地方平衡交付金としてばらまかれる。これに関連し、付加価値税の税収に関する地方からの報告にごまかしの多いことが指摘され、州に対する国の出先機関(Länsstyrelsen)を通じての監視態勢を強化する。

労働市場省 12477百万kr(-383)

今年の冬は73年以来の失業増(註、失業率は通常2%前後)が予想されると見られているが、今年後半に期待される世界景気の回復につれて好転するものと予測されている。政府は必要に応じ、国会から授權されている所謂“finansfullmakten”により、緊急措置をとることが出来る態勢にある。

失業保険に関する規定の変更、ならびに、補償除外規定の厳正適用により約5億krの節約が見込まれる。身体障害者の雇用機会を増すための経費(企業に対する給与補助金)が増額される。移民の子弟に対する母国語教育が強化される。この他、

これら子弟が青少年失業対策の恩恵によりよく均霑出来るための措置(教育、講習等)がとられる。

交通省 11426百万kr(+548)

国鉄の赤字は前年度の440百万krを下回らぬものと予測される。節約措置により145百万krが浮く。例えば、学割及び年金生活者に対する割引変更により60百万krがセーブされる。

工業省 7737百万kr(-226)

研究開発を除く各分野にわたって節約が行われる。研究開発費の多くは、総合調整機関である技術開発庁(Styrelsen för teknisk utveckling)につけられる。この項目の予算は1154百万kr(+54)である。エネルギー関係に3112百万kr(+354)計上されている。増額分は主として政府の原子力発電操業許可遅延による原発側の損害に対する補償である。許可遅延は政治的理由によるものである。

外務省 7088百万kr(+599)

大中赤字予算にも拘らず対外援助費GNP1%の目標が今次予算においても維持される——その経費6228百万kr(+508)。援助の殆んど全額が譲与である。また、援助の大半がバウンドされていない。即ち、物品をスウェーデンで買うことを義務づけられていない。援助の効率をあげること大きな目的の一つとして開発途上国の実情を調査する機関であるStyrelsen för utlandsforskningに対し150百万krが配分される。対外インフォメーションには72百万krが割当てられる。

農業省 6158百万kr(-139)

主要食品に対する価格補助が既に2回にわたって減額されている。それでも補助費3300百万krが計上されている。例えば、牛乳に対しては1.74kr/lの補助が与えられる。(自然)環境改善のため370百万kr(+16)計上された。原生林の保護地域の拡大措置もとられる。

貿易省 1752百万kr(+73)

引続き輸出産業と観光事業を優先し、国際収支の改善を計る。そのため輸出促進機関であるSveriges exportrådの予算を増額する。また、輸出信用を支援する予算を200百万kr増額して380百万krとし、更に、輸出信用保障予算を3000百万kr増額して7000百万krとする。

法務省 7612百万kr(+738)

引続き麻薬犯罪、暴力犯、組織的な経済犯及び青少年犯罪の摘発、防止を優先する。そのため予

算及び人員の再配分を行う。その結果、例えば、経済犯及び麻薬犯担当部門のポストを各々16増加する。経済犯のポストには外部から募集する4名の経済専門家が含まれる。

(住宅省、自治省、経済省 省略)

Ⅲ 政府の主要節約計画 (単位100万kr)

分野別	年額	1982/83
地方自治体との関係	3000	1500
司法関係 (司法扶助 50)	140	90
外交関係	40	40
社会福祉関係 (健康保険 1400) (歯科保険 200) (企業関係保険 150)	1880	1060
交通関係	150	130
経済、予算関係	200	150

教育関係	1230	1230
(学 校 740)		
(奨 学 金 300)		
農業関係	70	60
貿易関係	430	430
(石油備蓄 400)		
労働市場関係	780	780
(失業保険 520)		
(失対事業 80)		
(地方失対事業助成60)		
住 宅	1200	—
工 業	70	70
地方自治体 (kommun)	20	20
客年9月に発表された節約パッケージ (未調査)	4100	3800
合 計	13400	9700
		(次号につづく)

消費者 オン ブ ズ マ ン (KO)

The Consumer Ombudsman

—機 能 ・ 組 織 ・ 活 動—

(スヴェン・ホールグレン氏の講話より)

会 員 福 田 佳 明

Yoshiaki Fukuda

12月9日、スウェーデン大使館に於て、スウェーデンの消費者庁長官であり、KOでもある、スヴェン・ホールグレン氏を迎えて、KOの機能・組織・活動についてワークショップが開催された。討論参加者は、実際に消費者活動に直接携わっている人々および報道関係者である。

ホールグレン氏によれば、スウェーデンでは、行政権力は、十分市民の側に立って応援するというのが法の基本的なたてまえとなっており、そこで、とくに消費者としての市民の利益保護のために、消費者政策が存在する。そして、その消費者政策のもっともユニークな形態としてKOが存在し、そのKOの仕事を補佐するのも消費者庁の役割であるという。

ではここで、オンブズマンの歴史を振り返って見よう。ところでオンブズマン制度そのものは、1809年、世界で初めてスウェーデンに於て発足した。現在スウェーデンには、4人の公式のオンブ

ズマン(議会オンブズマン、公正取引オンブズマン、消費者オンブズマン、男女差別に関するオンブズマン)がいる。その他にも民間のオンブズマンがおり、その中でもっとも有名なのは、報道の倫理的規制に関して登場する報道オンブズマンである。ところでKO制度は、1971年1月1日にスタートした。ただし、消費者保護のための政策は、1940年代からすでに開始され、消費者庁の活動は1950年代から始まっている。そして、1976年にいたり、KOの活動を円滑化するためにKOと消費者庁との統合が行なわれた。さらに、KOは、スウェーデンの小売市場の総売上高の20%を占める消費協同組合や、労働組合から大きな支援をうけていることも記憶すべきである。

次に、KOが発足したその理由は、次のように要約できる。市場経済というものは、消費者がバランスのとれた諸選択を通して、ものごとの成りゆきをコントロールできるときにだけ、十分に作

用する。しかしながら、消費者は民間企業つまり、製造業者、流通業者、またはその他の諸産業などに対して弱い立場にある。そこで、消費者を支援してその弱い立場を改善するために、KOは、市場が提供しなければならないものに種々の方法で影響を与えたり、また消費者が、その資源をもつとも有効に利用するのを助けたりするように求められているわけである。

消費者庁は、消費者問題を担当する中央行政機関であり、その明文化された委託業務は、消費者の保護と市場での消費者の地位の改善である。消費者庁は、12人の役員からなる理事会によって統轄されており、理事会の議長は消費者庁の長官となる。

消費者庁の主要プログラムは、次の通りである。

1. 財貨、サービス、販売方法及び契約条件などが、消費者のニーズに合うよう、市場に影響を及ぼす活動。
2. 流通、教育及び地域活動などのような、消費者にとって重要ないくつかの一般的機能に影響を及ぼす活動。
3. 消費者への一般的な情報活動。

他方、KOは、政府によって任命される。KOは、(1)法律家であること、(2)裁判所の判事等であったこと、(3)政府官庁での職務経験があることなどの経歴が必要とされる。また、KOは、その活動に対してかなりの自由を与えられ、権威ある地位を有している。彼の具体的任務は、消費者保護のための法律が遵守されるようにすることである。

一般に、消費者庁が不満足な生産物についての苦情を受けた場合などは、会社との自発的協定によって問題の解決がなされるのが通常である。もし、自発的協定が可能でない場合には、KOが、消費者の利益のために、市場裁判所(註)で、検察官として行動することもありうる。KOにより実施される法律は、売買慣例法、不当契約条項法、および消費者信用法である。

売買慣例法は、取引、情報及び生産物の安全性などに関する不適性を扱う3つの規定をもつ。

1. 売買慣例法は、消費者に対して誤解を招いたり、不公正であったりする広告や取引行為を行なう企業に対して、その活動の継続をただちに禁止することができる。
2. 販売する際、消費者に重要な情報の提供をおこたる企業に対しては、そうした情報を与

えるよう命ずることができる。

3. 人体に使用する消費財の特性に有害性があったり、特性そのものが損なわれたりする危険がある場合には、売買慣例法はその販売の継続をただちに禁止することができる。同法は、財貨がその主目的にとって明らかに適合しない場合にも適用される。

次に、不当契約条項禁止法であるが、これは、取引に際して用いられる契約書、ことに耐久消費財やサービスの販売契約のときよく使われる標準取引約款など、とかく見受けられることであるが、一方的に消費者に不利な取引条件が記述されていることがある。同法は、こういう事態から消費者を守ろうというものである。この法によって、もし約款条件が不当に売り手側に利益をあたえ、それだけ買い手側に損をこうむらせるようであれば、その約款条件は、違法として禁止される。

つまり、KOは、一方で、行政措置としての中止処分命令を発し、他方で、市場裁判所への案件の申し立てを行ない、起訴にかかわる事務処理も行う。

KOが、市民等からの申し立てを受けて、あるいは自発的調査によって望ましくないマーケティング行為や契約条類を発見すると、まず当該責任者との話し合いがもたれ、当事者自身の自発的訂正というかたちで事態を矯正するよう努力が行なわれる。どうしても合意に達しない場合、KOは、その案件を市場裁判所に持ち出し、その事業者が望ましくないマーケティング行為を続けたり、不当な契約条項を用い続けたりしないよう裁判所が禁止命令を出すように求める。また、市場裁判所の決定に対しては、上訴の途はない。KOと消費者庁が合体してから既に約10,000件の案件が処理された。そのうち約5,800件が売買慣例法に関するものであった。

この様に、KOが社会の発展の担い手になっていることは非常に明らかである。ただ、ホールgren氏も指摘していたように、KO制度で、あらゆる消費者問題が、解決するわけではない。たとえば、それらの問題は、消費者が、消費者としての自己の行動に無関心であったり、あるいは、日々の生活におわれ無関心にならざるをえないことにも起因するであろう。また、現実の生活に於て、各人が、消費者であると同時に生産者であることも問題を複雑にするであろう。とくに、後者の問
(4ページにつづく)